

# 平成 25 年度 第 8 回東区協議会次第

日時：平成 25 年 10 月 23 日（水）

午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

会場：東区役所 3 階 31、32 会議室

## 1 開会

## 2 会長あいさつ

## 3 議事

### (1) 協議事項について

ア 東区協議会推薦会の設置について

【区振興課】

イ 今後における高齢者福祉施策のあり方について②

【高齢者福祉課】

### (2) 地域課題について

ア 発進 10 について

【区振興課】

イ 協議会委員会の報告について

## 4 その他

### (1) その他

### (2) 11 月の開催予定

第 9 回：平成 25 年 11 月 26 日（火）午後 1 時 30 分から

会場 長上協働センター 1 階 ホール

### 12 月の開催予定

第 10 回：平成 25 年 12 月 日（ ）午後 1 時 30 分から

会場 東区役所 3 階 31、32 会議室

## 5 閉会

第9号様式

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	東区協議会推薦会の委員について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	東区協議会推薦会の委員を決定するもの。				
対象の区協議会	東区協議会				
内 容	東区協議会推薦会の設置等に関する要綱もとづき、協議会委員から推薦会委員を選出します。 名簿（案）は、別紙のとおり				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	東区区振興課	担当者	菊池 渉	電話	424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

## 東区協議会推薦会の設置等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号）第3条の規定に基づき、東区協議会推薦会（以下「推薦会」という。）の設置等について、必要な事項を定める。

### (委員)

第2条 推薦会は、東区協議会委員7人で組織する。

- 2 推薦会委員は、区協議会の指名に基づき選任する。
- 3 委員の任期は、推薦会設置の日から、平成26年3月31日までとする。
- 4 推薦会委員は条例施行規則第2条第2項の規定による公募に応募することができない。

### (会長)

第3条 推薦会に会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、推薦会の事務を掌理し、推薦会を代表する。
- 5 会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときにその職務を代理する者をあらかじめ指名するものとする。

### (会議)

第4条 推薦会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、議長は、推薦会委員として議決に加わる権利を有しない。
- 5 会議は公開とする。ただし、議長又は推薦会委員の発議により、出席する推薦会委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料その他の協力を求めることができる。
- 7 会議の運営に関して、この要綱に定めのない事項は、区協議会の会議の例によるものとする。

### (庶務)

第5条 推薦会の庶務は、東区役所区振興課において処理する。

### (細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

# 東区協議会推薦会委員名簿

(役職:◎ 会長 ○ 副会長 任用期間:H25.10.23~H26.3.31)

機関名称	役職	セイ	メイ	姓	名	性別	選出母体等
東区協議会 推薦会		イヅ	サチコ	石津	幸子	女	浜松市東区保護司会
		オカワ	サナエ	小川	早苗	女	浜松市子ども会連合会
		カウ	ユキコ	加藤	ゆき子	女	浜松市PTA連絡協議会
		スギモト	セツコ	杉本	節子	女	とぴあ浜松農業協同組合女性部
		ススキ	ミツヨ	鈴木	充代	女	直接指名委員
		タカハシ	サオリ	高橋	里織	女	直接指名委員
		ホリウチ	ヒデノリ	堀内	秀哲	男	中野町を考える会

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	今後における高齢者福祉施策のあり方について②				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p><b>[目的と背景]</b></p> <p><b>1 高齢者の状況変化と施策の方向転換</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・超高齢社会への突入に伴い、今後における高齢者人口の急速な伸びやひとり暮らし高齢者の急増、また高齢者を支える生産年齢人口の減少が見込まれる。</li> <li>・高齢者をとりまく状況の変化により、立場の弱い高齢者や不安を抱える高齢者が増加しており、これへの対応が急務となっている。</li> <li>・今後10年先を見据え、弱い立場にある高齢者を支援する要介護者対策に重点的に取り組むよう高齢者福祉施策の方向転換を行う。</li> </ul> <p><b>2 市単独高齢者大型給付事業の見直しによる財源の再配分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者関係事業費は、対象となる高齢者人口の伸びに伴い、今後も増嵩することが見込まれる。</li> <li>・厳しい行財政状況下では、課題対応のために新たな財源を捻出することは難しく、限られた財源を効率的に配分する必要がある。</li> <li>・市単独高齢者大型給付事業を現在の社会情勢と照らし合わせる中で見直しを行い、再配分する。</li> </ul> <p><b>[施策の方向転換]</b></p> <p><b>1 基本方針（要介護者対策へのシフト）</b></p> <p>弱い立場にある高齢者を支援する対策に重点的に取り組む。</p> <p><b>2 今後重点的に取り組むべき事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホームにおける入所待機者の深刻な状況を解消するとともに、重度の要介護者の生活の場を確保するため、介護付き有料老人ホーム等とのすみわけによる計画的な整備を推進する。</li> <li>・加齢による運動器の衰えにより要介護状態に悪化しないようにするため、介護予防としてロコモーショントレーニングを普及する。</li> </ul>				
対象の区協議会	全区の協議会 (中、東区は10月、このほかの区は11月に説明)				
内 容	<p><b>[説明事項]</b></p> <p>これまでの協議結果(まとめ)</p> <p>I 高齢者福祉施策の方向転換[素案] 重点事業1、2</p> <p>II 市単独大型給付事業の見直し[素案]</p> <p>①バス・タクシー券等の交付 ②敬老祝金・祝品の贈呈 ③敬老会の補助</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明にはパワーポイントを使用。</li> <li>・説明20分、質疑応答20分の計40分程度を予定。</li> </ul>				
担当課	高齢者福祉課	担当者	密岡、鈴木	電話	457-2789

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

# 今後における 高齢者福祉施策の あり方について ②

はじめに	これまでの協議結果(まとめ)
素案	I 高齢者福祉施策の方向転換
	II 市単独大型給付事業の見直し

健康福祉部高齢者福祉課

## 目次

P1

### これまでの協議結果(まとめ)

#### I 高齢者福祉施策の方向転換[素案]

重点事業 1、2

関連事業

#### II 市単独大型給付事業の見直し[素案]

①バス・タクシー券等の交付

②敬老祝金・祝品の贈呈

③敬老会の補助

## これまでの協議結果

### (まとめ)

社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	7/5,7/18,9/20
自治会連合会 教育福祉部会	8/1
"    理事会	8/23
社会福祉施設協議会 老人部会	8/21
厚生保健委員会	8/22
シニアクラブ浜松市 常任理事会	9/10
区協議会(中、東、西、南、北、浜北、天竜)	9/25~10/11

## ■ 総論

### 今後の高齢者福祉施策のあり方 施策の方向転換



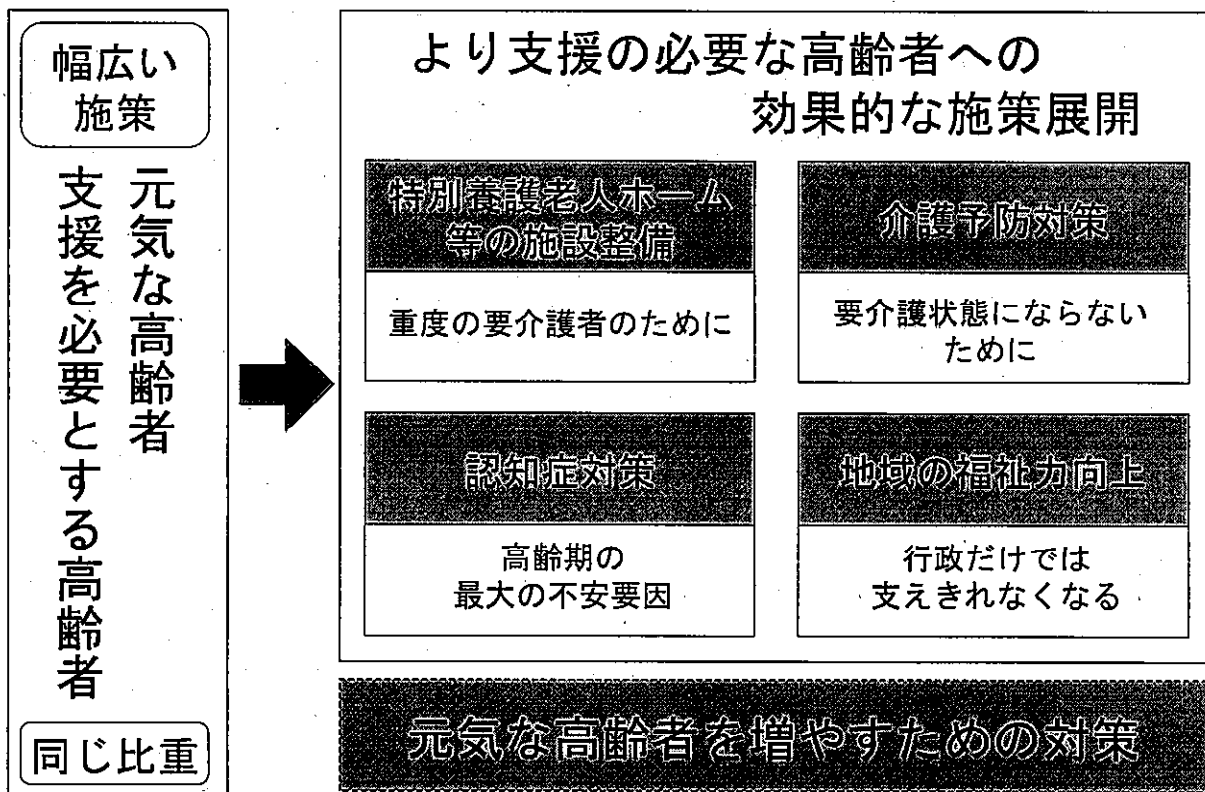
- ・ 高齢者人口 → 急速な伸び
- ・ ひとり暮らし高齢者 → 急増
- ・ 高齢者を支える人数 → 減少
- ・ 限られた財源 → 制度維持困難

**必要あり**



# 具体的な施策(シフトの方向)

P4



# [個別1]バス・タクシー券等の交付

P5

- ・ 交付率と利用率が低い  
自動車運転する元気な高齢者が多い  
→ 制度を必要としていない高齢者も
- ・ 外出支援か低所得者対策か → 目的が不明瞭
- ・ 事業効果 → はっきりしない
- ・ 年齢だけではなく交付の実態を考慮  
施設入所や長期入院で使えない場合も  
→ 身体状況に応じた対象制限

<b>金額引下</b> 6,000円 → 4,000円 5,000円	<b>年齢引上</b> 70歳 → 75歳	<b>身体状態</b> 施設入所者 免許所持者 → 除外	<b>券種整理</b> 7券種 → 6種類 鍼灸マ券除外	<b>所得制限</b> 200万円未満 (現状)
---	-----------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	--------------------------------

## [個別2] 敬老祝金・祝品の贈呈

- ・ 長寿者への祝意は大切 → 残したい制度
- ・ お祝いされることはうれしいもの  
→ 財政面からみると見直し必要
- ・ 99歳と100歳が近い → 節目の年齢を整理
- ・ 金額ではなく気持ちが重要  
→ 贈呈内容を整理

祝金の引き下げ	祝いの節目の整理	祝金・祝品の整理
88歳3万円 → 廃止、3千円、 1万円、2万円	88歳 → そのまま	祝金 → そのまま
99歳5万円 → 廃止、1万円、3万円	99歳 } 100歳 100歳 } に統合	祝品 → 廃止
100歳現状なし → 2万円	101歳以上 → 廃止	※どちらか1つ

## [個別3] 敬老会の補助

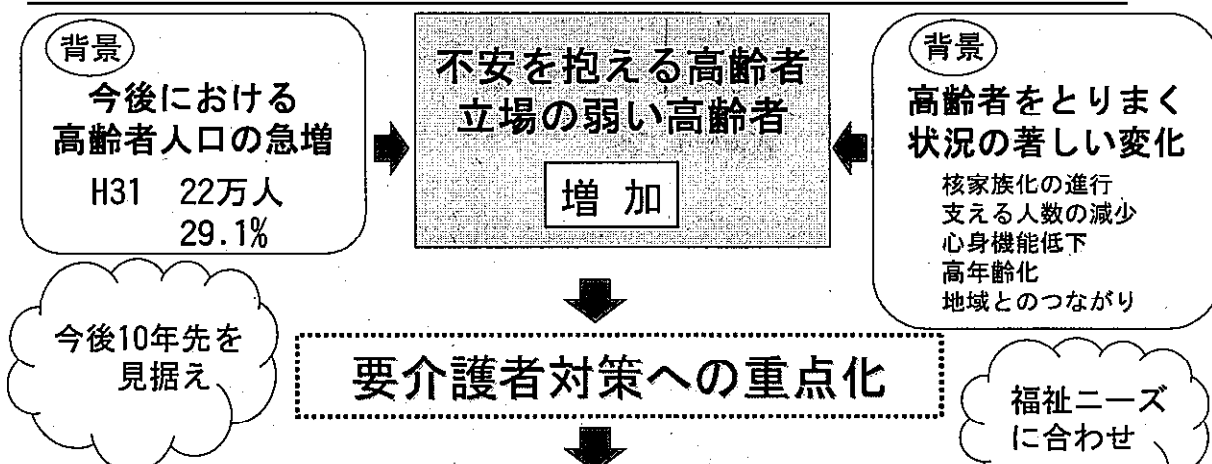
- ・ 今後も対象者の増加 → 見直し必要
- ・ 出席率が低い  
→ 出席者だけを交付対象とするなどの工夫
- ・ 大変喜ばれている事業 → 継続可能な制度へ
- ・ 自治会等の負担が大きい → 地域を上げての催し
- ・ 地域のつながり、子どもとのふれあい、  
敬老意識醸成、地域の活性化、高齢者の実態把握  
→ 意味のある制度

年齢引き上げ	金額引き下げ	対象者の制限
75歳以上 → 77歳以上 80歳以上	2,000円 → 1,000円 1,500円	現状なし → 出席者に限定

# 市からの提案

## ( 素 案 )

### I 高齢者福祉施策の方向転換

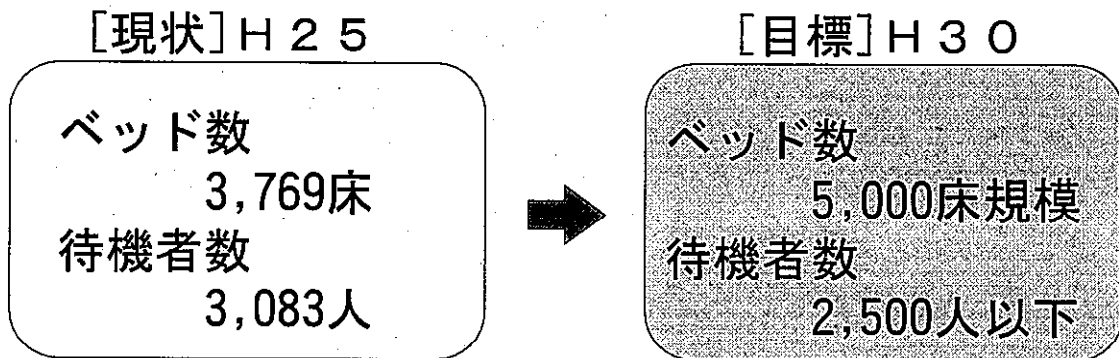


#### [今後重点的に取り組みたい事業]

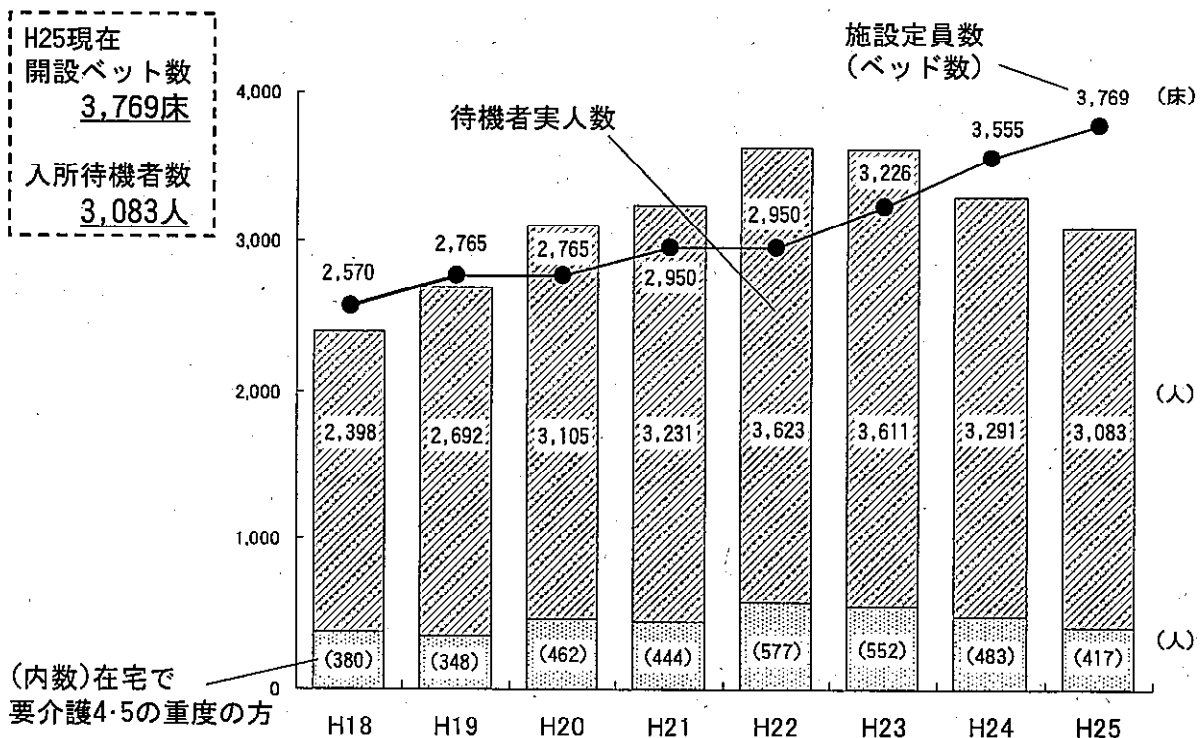
1	重度の要介護者等のために 生活の場を確保	特別養護老人ホーム等の整備 (入所待機者の解消)	拡充
2	要介護状態にならないために 運動器機能の衰えを防止	ロコモーショントレーニングの普及 (介護予防の推進)	新規
関連事業	元気な高齢者の社会参加の 仕組みづくり	ボランティアポイント制度の導入	新規

## 特別養護老人ホーム等の整備

入所待機者の深刻な状況の解消  
 さらに計画的な整備の推進  
 介護付き有料老人ホーム等とのすみ分け



## 入所待機者の状況



## ロコモーショントレーニングの普及

加齢による運動器の衰え(ロコモティブシンドローム)  
簡単なトレーニングで予防

筋肉 関節 骨

要介護状態にならないようにする取り組み

[現状] H24

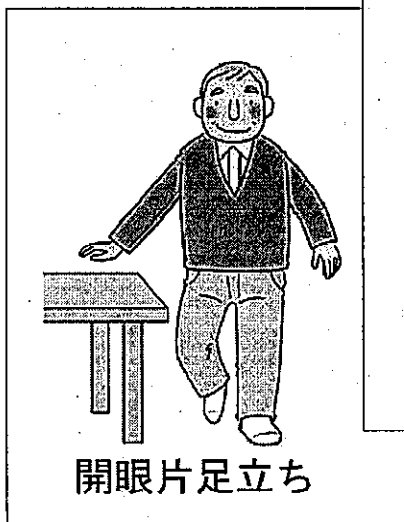
運動器機能向上  
トレーニング教室  
(通所型)



[目標] H30

ロコモーション  
トレーニング  
サロン型・在宅型  
中心に全市への普及

## ロコモーショントレーニング



開眼片足立ち

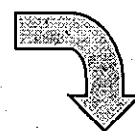
左右 1 分間



スクワット

5 ~ 6 回

1 日 3 セット



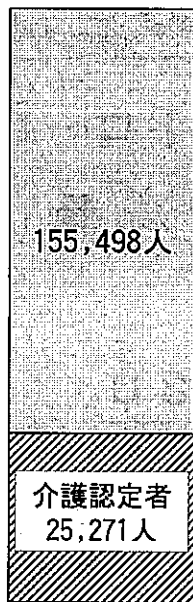
H23~H24  
厚労省の  
モデル検証事業に協力

改善効果あり

3ヶ月継続

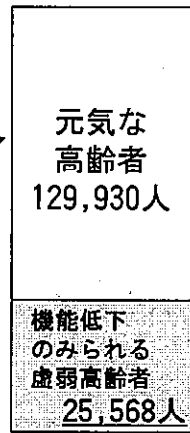
# 介護予防の必要性

高齢者 180,769人



※H23年度実績

生活機能の  
基本チェック



二次予防事業対象者 25,568人

低下判定項目	割合
運動器機能	33.4%
栄養改善	3.2%
口腔機能	38.0%
閉じこもり	30.5%
認知症	28.6%
うつ	28.6%

(重複あり)

参加者 1,851人 (参加率7.2%)

介護予防事業への参加が少ない

# 全市への普及に向けて

	事業名	特徴	
現在	運動器機能向上 トレーニング教室	通所型 (リハ病院等)	専門性が高い 規模が小さい <参加341人>
今後	ロコモーション トレーニング事業	サロン型 (身近な集会所等)	地区社協等 との協働 <参加1万人 規模に拡大>
		在宅型 (自宅でできる)	



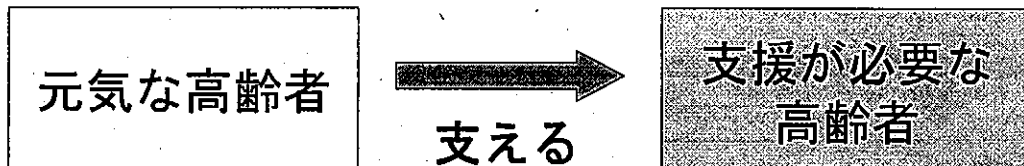
## ボランティアポイント制度の導入

### [目的・背景]

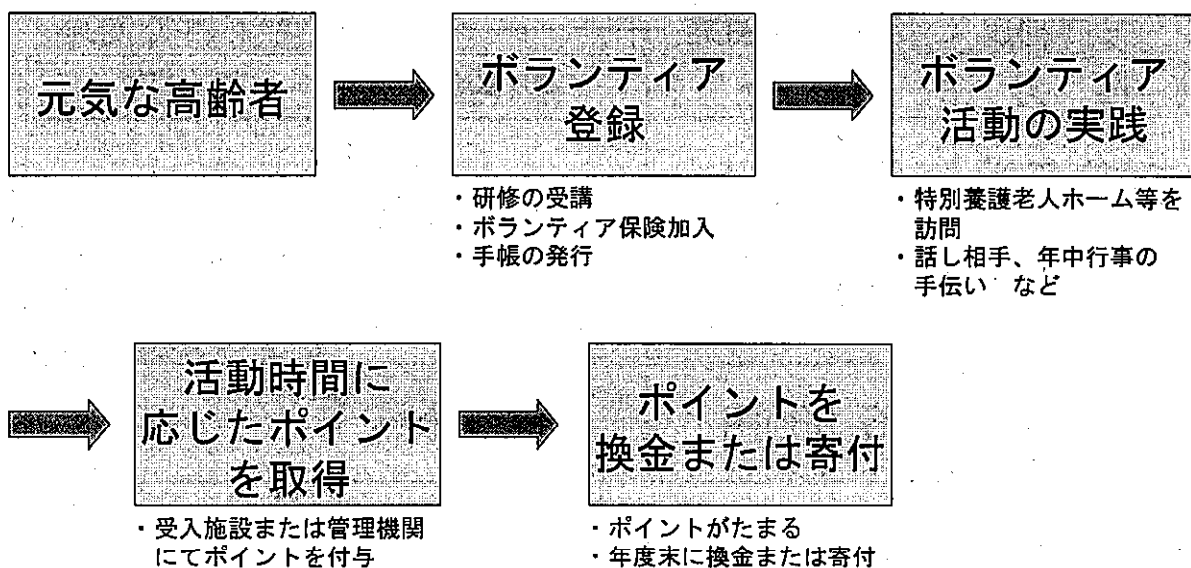
- ・元気な高齢者の新たな社会参加の仕組みづくり
- ・介護分野や福祉分野のボランティア活動の奨励

本人 … 生きがいづくり、介護予防、地域貢献

受け手 … ふれあい、楽しみ、在宅生活の継続、孤立感の解消



# ボランティアポイント制度



※中山間地域では、介護保険サービスを補い、在宅生活を可能とするため、ボランティアの年齢や活動場所、活動内容の制限を緩和

## II 市単独大型給付事業の見直し

- ・ 今後における高齢者人口の急増
- ・ 高齢者関係事業費の伸び
- ・ 要介護者対策の重点化
- ・ 限られた財源の効果的な配分

<p>①バス・タクシー券等の配布</p> <p>[予算] 5.4億円 [対象] 117,000人 [単価] 6,000円</p>	<p>②敬老祝金・祝品の贈呈</p> <p>[予算] 1.4億円 [対象] 4,780人 [単価] 祝金 88歳 30,000円 99歳 50,000円 祝品 88歳 1,600円 100歳 7,500円 101歳~5,600円</p>	<p>③敬老会の補助</p> <p>[予算] 2.1億円 [対象] 105,000人 [単価] 2,000円</p>
--	--	--

3事業を4年間で計画的・段階的に見直し

### 見直し1 バス・タクシー券等の交付

- ・ 元気高齢者の外出支援に一定の効果
- ・ 現行制度での継続は困難 → 単価引き下げで対応

区分	現行	第1段階	最終形
対象年齢	70歳以上	→	→
対象制限	所得制限 (200万円未満)	→	市民税非課 税世帯限定
交付金額	6,000円	引き下げ	→
券種	7種類	→	→

↑  
廃止を前提に再検討



## 見直し2 敬老祝金・祝品の贈呈

- ・高齢者に敬意を払う社会でありたい
- ・現行制度での継続は困難 → 節目の年齢と金品の整理

区分	現行	第1段階	最終形
88歳 到達者	祝金 3万円 祝品 菓子器 寿詞	祝金 引き下げ 祝品 菓子器	祝金のみ
99歳 到達者	祝金 5万円	祝金 引き下げ	※100歳に統一
100歳 到達者	祝品 煎茶詰合 額入寿詞	→	祝金と 祝品(額入寿詞)
101歳以上 (毎年)	祝品 煎茶詰合 寿詞、風呂敷	廃止	→

↑  
節目と祝金品の整理

## 見直し3 敬老会の補助

- ・自治会等の労力は大変 — 継続するには必要な制度
- ・開催を通してコミュニティづくりや高齢者見守りに効果
- ・現行制度での継続は困難  
→ 年齢引き上げ、単価引き下げなどで対応

区分	現行	第1段階	最終形
対象年齢	75歳以上	関係機関等 との調整	調整結果を 踏まえて実施
補助金単価	2,000円		

↑  
関係機関等との調整を  
踏まえ見直し

# 年度別見直し計画

対象事業	H26	H27	H28	H29
①バス・タクシー券等の交付	金額引き下げ	→	→	廃止前提 市民税非課税世帯のみ対象
②敬老祝金・祝品の贈呈	→	88歳祝金引き下げ 99歳祝金引き下げ 101歳以上祝品廃止	→	88歳祝金 100歳祝金 +額入寿詞
③敬老会の補助	関係機関等との調整	→	調整結果を踏まえた見直しの実施	

## [参考]20政令指定都市の状況

対象事業	札幌	仙台	さいたま	千葉	川崎	横浜	相模原	新潟	静岡	浜松	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本
①バス・タクシー券等の交付	○	○			○	○				○	○	○	○	○	○		○		○	○
②敬老祝金品の贈呈	祝金	○	○	○			○	○	○	○	○				○		○	○	○	
	祝品	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
③敬老会の補助		○	○	○			○	○	○	○						○		○		

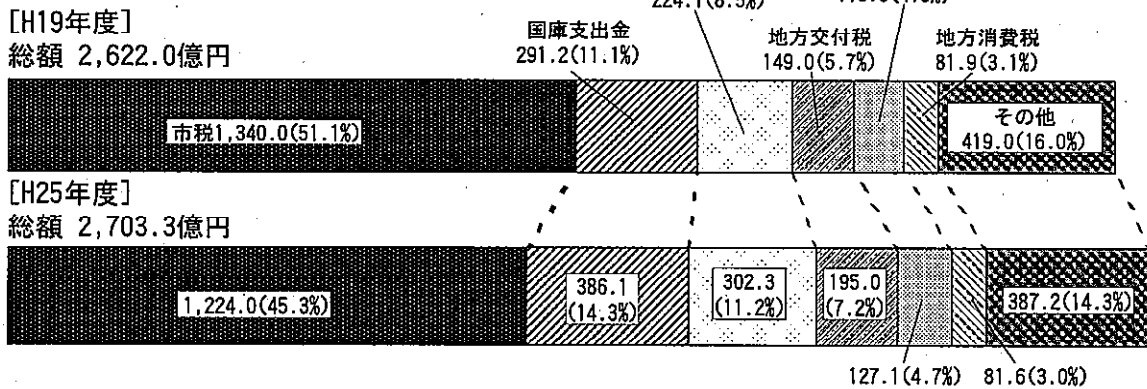
※H25当初予算の状況(H25.9月調査結果)

- ①バス・タクシー券等の交付実施 → 13市(市営交通機関あり10市)
- ②敬老祝金の贈呈実施 → 11市(金額5,000円~50,000円)
- 敬老祝品の贈呈実施 → 18市(カタログギフト4市)
- ともに実施 → 10市
- ③敬老会の補助実施 → 9市(金額423円~2,500円)

すべて実施 ⇒ 2市(浜松市、仙台市)

# [参考]市の予算規模の推移①

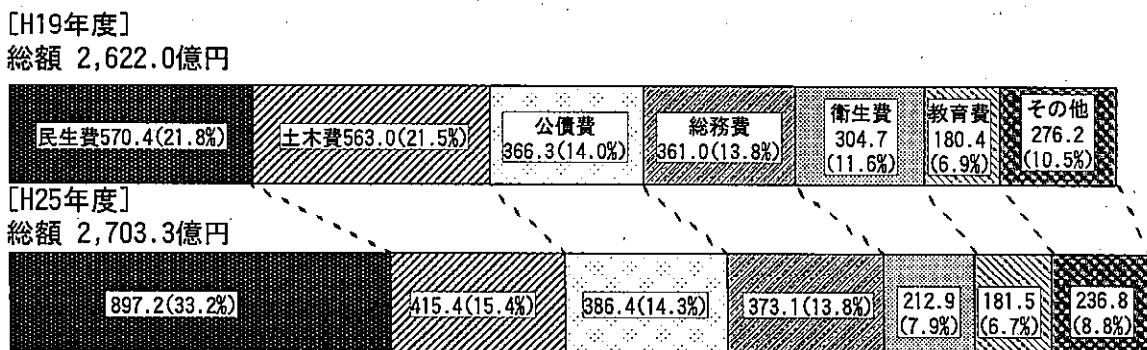
## 一般会計[歳入]



予算総額	約81億円増	2,622億円 → 2,703億円
市税の収入	約116億円減	1,340億円 → 1,224億円
市税の割合	5.8ポイント減	51.1% → 45.3%

# [参考]市の予算規模の推移②

## 一般会計[歳出]



予算総額	約81億円増	2,622億円 → 2,703億円
民生費の額	約327億円増	570億円 → 897億円
民生費の割合	11.4ポイント増	21.8% → 33.2%



# 東区協議会 発進10

No. 2

☆発進者（東区協議会委員名） 中澤 親一

ホップ・ステップ・ジャンプ！

## 地域の課題解決

1 誰から 本人（東区協議会委員）

2 いつごろ ー

3 どこで 東区内

4 なにを

『東区らしさ』を出すための事業を検討する「プロジェクト」の設置

5 現在の取り組み状況

今までに「東区協議会」で、東区を活性化させるためや、区の特徴を生かすため、あるいは他区や他市町村からも集客できるようにと、いくつかの「東区らしさ」を出す意見として出されてきました。

しかし、時間の関係等で深く検討されなかったものも幾つかありました。

6 こうしたい

そこで、それらの中で、「2～3の具体的事業案」を「検討事項」として取り上げ、それらが実現可能なものかどうかを、もう少し具体的に「調査」「研究」「審議」等をする組織を作るため『プロジェクト』の設置をする。

また、5～10年先を見通した「東区興し（町興し）」事業を考えることも必要と思い、それらも検討したい。

○ プロジェクトの内容

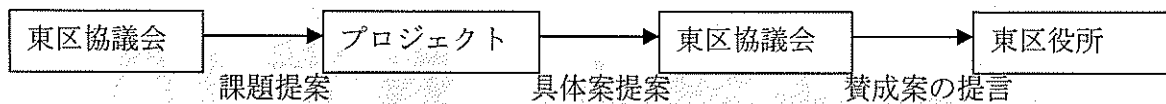
・組織 民間中心

委員：10～15人程度（東区協議会委員（代）、東区役所職員を含む。）

・活動内容

月1回程度の会合を開催。

東区協議会でまとめた「2～3の具体的事業案」を調査・研究・審議する。



#### ・予算措置

委員報酬、交通費、事業費（消耗品、調査費等）

東区地域力向上事業（区企画事業）を活用してはどうか

### 7 区振興課調査内容

提案された内容については、東区の地域課題を調査・検証し、具体的な解決策となる事業実施に向けた提言・提案を行う組織を設立するということであるが、東区協議会には、その役割を担っていただいております。区課題解決に必要な提言や事業提案は、協議会又は協議会委員会において実施できる。

また、外部から地域課題解決に関して提言・提案がなされた場合は、東区協議会において協議した結果、外部からの提言・提案を、協議会として採用することもできる。

### 8 対応策の決定

今回の『プロジェクト』については、現在ある組織において実施が可能であると判断する。

区協議会は、浜松市の附属機関として位置づけられていて、浜松市（東区）に対して地域課題を解決に必要な提言を行うことが出来るため、新しい組織を設置することは、効率的ではないと判断する。

さらに、行政と民間事業者（NPO 法人等を含む。）が、連携して事業を構築・提案する手法については、様々な事業において、個別に実施されている。たとえば、条例制定や大規模な整備事業等においては、地域住民への説明会やパブリックコメント等の手法により意見を取り入れる機会がある。

もちろん、地域独自の課題について同様の機会が全ての事業において設けられているわけではないが、現在ある手法を有効活用することで、今回の『プロジェクト』と同様の機能を果たすと判断する。

地域力向上事業のように、東区独自の地域課題を解決するための事業を実施する手段において『プロジェクト』のような組織による調査・検証・提案を実施することも可能であるが、限られた財源と、単年度予算執行という短期間に実施しなければならない現状においては、地域力向上事業で実施しても十分な効果を得るとは考えにくい。

### 9 結果・確認

今回の『プロジェクト』に関する提案は、東区協議会及び協議会委員会において、その役割を担うこととする。

ただし、現在の委員会を改編することで、地域課題の解決にむけた効果的で実効性の高い提言を行うことが出来るよう研究を行う。

### 10 反省・今後の課題

## 第4回地域福祉委員会議事概要

日時 平成25年10月7日(火) 13:30~15:45

会場 東区役所 33会議室

出席者 石津幸子、稲垣邦圓、亀田順子、中澤親一、袴田勝次(50音順、敬称略)  
高瀬定佳長寿保健課長、増田恒裕社会福祉課長、天野憲一健康づくり課長  
澤橋敏夫区民生活課長補佐

事務局 金山岳史区振興課

### 【議題】

#### ○ 高齢者の現状把握について

##### (1) 東区の高齢者現状について

浜松市及び東区の高齢者の人口について、平成25年4月1日現在の統計資料を用いて長寿保険課が高齢化率等の説明を行った。

浜松市の高齢化率(65歳以上の人口比率)は、23.6%で東区では22.1%である。東区内の地区別では、19.3%から26.0%となり、地域の特性が見て取れる。

しかし、この統計資料は、住民基本台帳を基にしているため、届出がされていない場合は、現状と異なってしまいます。特別養護老人ホームのように住民票を移すことが可能な施設に入所した場合や、親族と同居していても住民票上は別世帯になっている場合がある。

##### (2) 東区の自治会について

区民生活課より浜松市と自治会との関わりや自治会の組織あんど現状について説明を行った。

##### (3) 地域における高齢者の見守り方法について

#### 《委員の意見交換》

##### (委員会らの意見)

○統計数字だけでは、高齢者の現状を把握できない。調査を行うことは困難であるため、警察や行政が連携して高齢者実態を把握できないか。実態が把握できなければ、対策を講じることが出来ないのではないか。

○最近、長生きをすることに加えて、健康であること『健康寿命』がクローズアップされている。浜松市は全国第2位であると聞いている。健康な高齢者を増加させることも重要である。

○健康であることが福祉や医療のコスト削減になるのであれば、健康であることでポイントがたまり、後期高齢者になった際に、そのポイントを福祉や医療に還元するシステムが構築できればいいと思う。

○自治会の資料から東区内の自治会においては、班や組などの最小単位は、10世帯程度であると推測できるが、さらに、小さな単位で自治会活動や地域住民の交流をすることが出来ないか。

○高齢者が健康であれば、地域で活躍する人材は増加する。健康な高齢者は積極的に活用し、シニアクラブや健康サロンなどの活動を活性化させられないか。

○最近も自治会は、連絡することだけ(文書回覧や広報はままつ等の配布)になっていて、顔を見ながら活動する機会がない。自治会の協力により、自治会活動の

方法を再検討できないか。たとえば、草刈の際に班や組により草を刈るエリアを指定することで、交流が深まると思う。

- 地域の活動には、自治会が主体となっているが、地区社会福祉協議会も積極的に活動している。連携を深めることで高齢者の見守り方法に発展的な効果が得られるのではないか。
- 自治会で、今後委員会を出されてくる具体的な案を、地区や単位自治会で試行して効果を検証してみる。→蒲地区自治会や上新屋町自治会で試行を検討。
- 高齢者の統計資料には、外国人も含まれるのか。外国人が減少しているが、永住している外国人の高齢者も増加してくる。

**【次回検討内容】**

- 東区の見守り体制として、自治会と地区社会福祉協議会の連携が必要であるため、地区社会福祉協議会の活動状況を調査し、地区社会福祉協議会への事業提案を検討していきたい。
- 地域の健康な高齢者を活用するための具体的な方法や事業を研究する。
- 高齢者を地域で見守る具体的で、実現性の高い事業や改善策を提案し、実際の自治会で試行するための具体案を研究する。

《事務局》 東区内の地域社会福祉協議会の活動状況に関する資料を用意する。





## 区協議会の開催日程（10月）について

このことについて、次のとおり区協議会が開催されますのでお知らせします。

協議会名	回数	日時	場所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合せ先
中区協議会	第6回	10月10日 (木) 13時30分～	浜松市役所 2階 21会議室	・(答申)平成26年度区役所費予算要求の概要 ・(協議)今後における高齢者福祉施策のあり方について ・地域課題について ・その他	6人程度 (先着順)	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
	第7回	10月25日 (金) 13時30分～	浜松市役所 北館2階 201会議室	・地域課題について ・その他	6人程度 (先着順)	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
東区協議会	第7回	10月11日 (金) 13時30分～	東区役所 3階 31、32会議室	・(答申)平成26年度区役所費予算要求の概要 ・(協議)東区協議会推薦会の設置等に関する要綱の 制定について ・地域課題について ・その他	10人程度 (先着順)	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
	第8回	10月23日 (水) 13時30分～	東区役所 3階 31、33会議室	・(協議)東区協議会推薦会の設置について ・地域課題について ・その他	10人程度 (先着順)	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
西区協議会	第6回	10月15日 (火) 13時30分～	西区役所 3階 大会議室	・(答申)平成26年度区役所費予算要求の概要 ・その他	5人 (先着順)	西区役所 区振興課 TEL:597-1112
南区協議会	第7回	10月10日 (木) 13時30分～	南区役所 3階 大会議室	・(答申)平成26年度区役所費予算要求の概要 ・地域課題について ・その他	10人 (先着順)	南区役所 区振興課 TEL:425-1120
北区協議会	第7回	10月15日 (火) 13時30分～	引佐健康文化センター ホール2	・(答申)平成26年度区役所費予算要求の概要 ・地域課題について ・その他	5人 (先着順)	北区役所 区振興課 TEL:523-1168
浜北区協議会	第6回	10月10日 (木) 13時30分～	浜北区役所 3階 大会議室	・(答申)平成26年度区役所費予算要求の概要 ・地域課題について ・その他	10人 (先着順)	浜北区役所 区振興課 TEL:585-1141
	第7回	10月22日 (火) 13時30分～	浜北区役所 3階 大会議室	・地域課題について ・その他	10人 (先着順)	浜北区役所 区振興課 TEL:585-1141
天竜区協議会	第7回	10月11日 (金) 15時00分～	天竜区役所 2階 21・22会議室	・(答申)平成26年度区役所費予算要求の概要 ・(諮問)水窪弓道場の廃止(管理主体変更)について ・(諮問)天竜弓道場の廃止について ・(諮問)天竜竜川体育館の廃止について ・(諮問)旧龍山地域自治区被災者生活支援基金の廃止 について ・(協議)今後における高齢者福祉施策のあり方について ・地域課題について ・その他	5人程度 (先着順)	天竜区役所 区振興課 TEL:922-0013

市民部 市民協働・地域政策課 担当：中谷  
TEL 457-2243 (内線2243)

